

議案第77号

備南競艇事業組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 2 項の規定により、備南競艇事業組合同規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

備南競艇事業組合同規約について、「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改めるため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

備南競艇事業組合規約の一部を変更する規約

備南競艇事業組合規約（昭和49年岡山県指令第 380 号）の一部を次のように変更する。
題名を次のように改める。

備南ボートレース事業組合規約

第 1 条中「備南競艇事業組合」を「備南ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。